

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日 (金) 第3506号の16



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

- 鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (税務課取扱い) 1
- 鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令 (※) (税務課取扱い) 5

訓 令

鹿児島県訓令第7号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程 (昭和39年鹿児島県訓令第2号) の一部を次のように改正する。

第3条の3第4号中「曾於総務分室長」を「曾於市駐在機関の主幹」に改める。

第262条中「において準用する国税犯則取締法 (明治33年法律第67号)」を削る。

第263条中「犯則容疑者」を「犯則嫌疑者」に改める。

第264条中「犯則容疑者」を「犯則嫌疑者」に、「領置目録」を「領置・差押目録」に改める。

第265条中「国税犯則取締法第2条」を「法第22条の4」に、「行なう」を「行う」に改める。

第268条第3項中「国税犯則取締法第7条第3項」を「法第22条の16第2項」に改める。

第272条中「犯則容疑者」を「犯則嫌疑者」に改める。

第273条中「地域振興局等の長」を「検税吏員」に改める。

別記第347号様式中 「地 方 税 法 違 反 容 疑 事 件」 を 「地 方 税 法 違 反 嫌 疑 事 件」 に改める。

別記第348号様式中 「犯 則 容 疑」 を 「犯 則 嫌 疑」 に, 「地 方 税 法 違 反 容」 を 「地 方 税 法 違 反 嫌」 に改める。

	者」	者」		疑 事 件」	疑 事 件」	
				「犯 則 容 疑 者」	「犯 則 嫌 疑 者」	
別記第349号様式及び別記第350号様式中				を	を	に改める。
				「地 方 税 法 違 反 容 疑 事 件」	「地 方 税 法 違 反 嫌 疑 事 件」	
	「犯 則 容 疑 者」	を	「犯 則 嫌 疑 者」	に、	を	に改める。
別記第351号様式中				「地 方 税 法 違 反 容 疑 事 件」	「地 方 税 法 違 反 嫌 疑 事 件」	
				「地 方 税 法 違 反 容 疑 事 件」	「地 方 税 法 違 反 嫌 疑 事 件」	
別記第352号様式及び別記第353号様式中				を	を	に改める。
				「国 税 犯 則 取 締 法 第 七 条 第 三 項」	「地 方 税 法 第 二 十 二 条 の 十 六 第 二 項」	
	「地 方 税 法 違 反 容 疑 事 件」	を	「地 方 税 法 違 反 嫌 疑 事 件」	に、	を	に改める。
別記第354号様式中						
				「犯 則 容 疑 者」	「犯 則 嫌 疑 者」	
別記第355号様式中				を	を	に改める。
				「地 方 税 法 違 反 容 疑 事 件」	「地 方 税 法 違 反 嫌 疑 事 件」	
	「犯 則 容 疑 者」	を	「犯 則 嫌 疑 者」	に、	を	に改める。
別記第356号様式中						

疑
者」

疑
者」

反
容
疑
事
件」

反
嫌
疑
事
件」

別記第357号様式中「容疑者」を「嫌疑者」に、「第 条及び国税犯則取締法第14条」を「第22条の28第1項」に改める。

「同
条第

「第

「地
方
税
法
違
反
容
疑
事
件」

を

に、

「地
方
税
法
違
反
嫌
疑
事
件」

条
及
び
国
税
犯
則
取
締
法
第
条」

を

「同
法
第
条」

に、

「通
知
書」

を

「通
告
書」

に、

条
及
び
国
税
犯
則
取
締
法
第
十
四
条」

を

別記第358号様式中

「第
二
十
二
条
の
二
十
八
第
一
項」

に改める。

別記第360号様式中「容疑者」を「嫌疑者」に、「地方税法違反容疑事件」を「地方税法違反嫌疑事件」に、「国税犯則取締法第19条」を「地方税法第22条の31」に改める。

「第

「地
方
税
法
違
反
容
疑」

を

に、

「地
方
税
法
違
反
嫌
疑」

条
及
び
国
税
犯
則
取
締
法

を

「第
二
十
二
条
の
三
十

に改める。

別記第361号様式中

第十九条「鹿児島県
「地方税法違反容疑事件」を「地方税法違反嫌疑事件」に、支地域振興庁局長殿」殿」及び国税犯則取締法第条」
別記第362号様式中 「地方税法違反容疑事件」を「地方税法違反嫌疑事件」に改め、を削り、「犯則容疑者」を「犯則嫌疑者」に改める。
別記第363号様式中 「犯則容疑事件」を「犯則嫌疑事件」に、 「犯則容疑者」を「嫌疑者」に改める。
別記第364号様式中 「犯則容疑者」を「犯則嫌疑者」に、 「地方税法違反嫌疑」を「地方税法違反嫌疑」に改める。
別記第365号様式及び別記第366号様式中 「犯則容疑者」を「犯則嫌疑者」に、 「地方税法違反嫌疑」を「地方税法違反嫌疑」に改める。
第368号様式中 「犯則容疑者」を「犯則嫌疑者」に、 「地方税法違反嫌疑」を「地方税法違反嫌疑」に改める。

件」 事
件」

別記第369号様式中「犯則容疑者」を「犯則嫌疑者」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

鹿児島県訓令第 8 号

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県税事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務決裁規程（昭和43年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2項中「曾於総務分室長」を「曾於市駐在機関の主幹」に、「分室長」を「主幹」に、「分室長」を「主幹」に改める。

別表第1の6の項中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、同項地域振興局等の長の決裁事項の欄第1号中「差押物件又は領置物件」を「領置物件又は差押物件」に、「所持者」を「所有者等」に、「犯則法7③，犯則規則7」を「法22の16②，施行令6の22の6⑤」に改め、同欄第2号中「の通告処分又は没収品」を「についての通告及び通告の更正又は没収に該当する物件」に、「犯則法14①，16②」を「法22の28①③⑥」に改め、同欄第3号中「係る」を「についての」に、「犯則法17」を「法22の28②，22の29」に改め、同欄第4号中「犯則法19，犯則規則11」を「法22の31，施行令6の22の12」に改め、同項地域振興局等の総務企画部長の専決事項の欄第1号を削り、同欄第2号中「管轄区域外の犯則事件」を「県外における犯則事件の」に、「犯則法12②」を「法22の25」に改め、同号を同欄第1号とし、同欄第3号を削り、同欄第4号中「犯則法18，犯則規則4」を「法22の30②③」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄第5号を削る。

別表第3中「曾於総務分室長」を「曾於市駐在機関の主幹」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。